

那須塩原市社会福祉協議会地域福祉活動補助金 地域福祉推進事業実施要領

1 目的

那須塩原市地域福祉計画の基本理念「ともに助け合い支え合い心豊かに安心して暮らせる那須塩原市をめざして」のもとに、自治会等が主体的に実施する地域福祉活動事業に対して補助することにより、地域の連携と協力体制を構築し地域の福祉課題等の解決を図ることを目的とする。

2 補助事業者

- ・自治会及び自治会内福祉部
- ・地区社会福祉協議会
- ・複数の自治会等で組織された団体
- ・その他会長が認める団体

3 補助金の補助率

事業費の2分の1。対象となる事業の支出に、補助率を乗じた金額で交付限度額の範囲内。（千円未満は切り捨て）

4 補助金の交付限度額

- ・1事業につき 50,000 円
- ・1補助事業者につき 200,000 円

5 対象となる事業の内容

- ・地域で心配な人を支える活動
地域住民による見守りや声かけや定期的な訪問（お弁当を届ける、友愛訪問など）
- ・住民同士の助け合い活動
防犯・防災について取り組む活動、居場所づくり、健康体操・スポーツ交流
福祉に関する研修会・講座の開催、広報誌発行
- ・地域の人たちのふれあい交流活動
多世代交流、情報交換・話し合いの場づくり

※国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けている事業、または他の民間機関等から助成を受けている事業は除きます。

6 支出についての注意事項

- ・人件費及び玉串料、アルコール代等への支出は対象外となります。
- ・ユニフォーム等の購入に関わる支出は、1事業につき1回までとなります。
- ・バス、レンタカー及びタクシー等の車両に関わる支出は、5万円が限度となります。
- ・バスを利用した事業は単なる旅行ではなく、目的を「研修」や「高齢者の外出支援等」の内容を含んだものとします。
- ・備品の購入に関わる支出は、総事業費の2分の1以下とし、備品の単価は5万円が限度となります。

7 その他

この補助金は、予算の範囲内において交付します。

この要領は3年毎に見直し、改正します。（次回令和4年度改正、令和5年度施行）

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。